

第8回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月29日（月）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 17名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 1名

15	今村 昭仁
----	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第4号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第5号	農地法第5条の規定による許可について
日程第4	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後2時22分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、第8回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、16番岩岡栄一委員、17番原口武実委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、2月26日開催の第7回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。</p> <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>はい、片岡委員。</p>
片岡委員	<p>(法人名)の法人形態変更の件ですが、株式会社になった理由を教えてくださいませんか。</p>
吉田局長	<p>法人形態変更の通知において、理由を求める様式になっておりませんので、今回の変更理由について事務局で把握しておりません。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第4号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>

吉田局長	<p>それでは議案第4号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明申し上げます。</p> <p>農地法の第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回もこの例外規定の合意解約の3件が設立しており、その3件の案件について、審議賜りたく、提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき説明)</p> <p>なお、申請番号1番から3番につきましては、別紙、確認書において、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件については成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第5号、「農地法第4条の規定による許可について」の件を議題といたします。

審議にあたり、(氏名)委員は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

(氏名)委員 退席

「再開致します。」

それでは、事務局より提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第5号、農地法第4条の規定による許可についての件を提案説明申し上げます。

農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。

転用者と転用する土地の所有者が同一若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることになります。

今回ご審議頂きます申請は、(地区名)における農業用施設1件でございます。

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

高橋主査

(議案に基づき説明)

次のページに、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、

	<p>ご参照願います。</p> <p>なお、この案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取は省略可能となりますので、本総会でお認めいただければ許可できる案件であります。</p> <p>また、本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、牧田日出男委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>はい、議案第5号農地法第4条について、経営規模の拡大に伴い、新たに農業用施設ラグーンを建設するものです。</p> <p>既存施設との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号、「農地法第4条の規定による許可について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>「暫時休憩いたします。」</p>

(氏名)委員 着席

「再開致します。」

日程第4、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を提案説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき、各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます申請は22件でございます。

内訳は、新規の賃貸借9件、更新の賃貸借12件、更新の使用貸借1件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、申請番号1番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。

高橋主査

(議案に基づき申請番号1番から9番を説明)

申請番号1番から9番につきましては、別紙に農業経営基盤強化促進法第18条の調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件はすべて満たされていることを報告します。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、地区担当委員より報告を求めます。

<p>金曾委員</p>	<p>申請番号1番及び2番について、地区担当委員、金曾浩文委員より報告を求めます。</p> <p>議案第6号申請番号1番の件について報告します。</p> <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、申請番号2番の件について報告します。</p> <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は5年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号3番について、地区担当委員、吉田義明委員より報告を求めます。</p>
<p>吉田(義)委員</p>	<p>議案第6号申請番号3番について報告します。</p> <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号4番について、地区担当委員、牧田日出男委員より報告を求めます。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>議案第6号申請番号4番の件について報告します。</p> <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p>

<p>議長</p>	<p>た。</p> <p>賃貸借期間は2年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>次に申請番号5番及び6番について、地区担当委員、竹内稔委員より報告を求めます。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>議案第6号申請番号5番の件について報告します。</p> <p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は8年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、申請番号6番につきましては、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は4年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p> <p>原口委員</p>	<p>次に申請番号7番から9番について、地区担当委員、原口武実委員より報告を求めます。</p> <p>申請番号7番について、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、申請番号8番、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p>

	<p>賃貸借期間は3年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、申請番号9番、農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(法人名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で地区担当委員より報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>はい、竹内委員。</p>
竹内委員	<p>申請番号8番の件ですが、以前現地で見た(氏名)の湿地帯でありよくない畑だったと思うが、10aで(金額)払って本当に利用できるのか。</p>
議長	<p>地区担当委員、原口委員お願いします。</p>
原口委員	<p>かねてより、(氏名)の畑については、耕作が進んでいない状態もあったが、昨年秋ごろから会長含め、話し合いを進めて、単価を下げて、(法人名)にご利用して頂いて、3年後に畑の状態を見て単価等は考えよう、という経過となりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>その他、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から9番の件を採決いたします。</p>

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。
次に、申請番号10番から20番の内容について、事務局より説明を求めます。

高橋主査

(議案に基づき申請番号10番から20番を説明)

申請番号10番から20番につきましては、別紙に農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件はすべて満たされていることを報告します。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

「暫時休憩いたします。」

「再開致します。」

申請番号10番から20番までは、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号10番から20番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号21番の審議にあたり、**(氏名)**委員は、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

「暫時休憩いたします。」

(氏名)委員 退席

「再開致します。」

それでは、申請番号21番の内容について、事務局より説明を求めます。

(議案に基づき申請番号21番を説明)

この案件につきましては、別紙に農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件はすべて満たされていることを報告します。

内容の説明が終わりました。申請番号21番は、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号21番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

「暫時休憩いたします。」

(氏名)委員 着席

高橋主査

議長

<p>高橋主査</p>	<p>「再開致します。」</p> <p>次に、申請番号22番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>(議案に基づき申請番号22番を説明)</p> <p>この案件につきましては、別紙に農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件はすべて満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。申請番号22番は、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号22番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>次回の総会につきましては、4月28日水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、第8回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>